

岐阜県公報

号外(二) 令和五年五月二十六日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(環境管理課) 二

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

(同) 二
(森林保全課) 二
(都市政策課) 三
(建築指導課) 三

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則
知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

(同) 三

告示
都市建築部建築指導課で使用する岐阜県知事印に関する告示の一部改正

(建築指導課) 四

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 四

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同) 四

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部九の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「」の下に「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年農林水産省・国土交通省令第三号)第一条の規定による改正前の」を加え、「施行規則」を「省令」に、「施行細則」を「規則」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同項第四号中「第六号」を「第三号」に改め、同号を同項第一号とし、同項中第五号を第二号とし、第六号から第十五号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十六号中「施行規則」を「省令」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十七号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十八号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十九号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第二十号中「施行細則」を「規則」に改め、「ついで」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)第一条の規定による

改正前の」を加え、同号を同項第十七号とし、同項第二十一号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第二十二号中「施行細則」を「規則」に改め、同号を同項第十九号とする。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十四号

岐阜県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県環境影響評価条例施行規則（平成七年岐阜県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十の項第三号中「第一条第八号の電線路（発電所、変電所その他これらに類する施設を除き、かつ、」を「第一条第九号の電線路（」に改める。

別表第三一の項子を次のように改める。

チ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項若しくは第三十五条第一項の許可の申請又は同法第十五条第一項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第三十四条第一項（同法第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の協議の申出

別表第三六の項口中「第九条」を「第二十四条」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項若しくは第十二条第一項の許可の申請又は同法第十一条の協議の申出に対する改正前の別表第三一の項子の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年五月二十六日
岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十五号

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十八年岐阜県規則第二百八号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号中「は、」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）第一条の規定による改正前の」を加える。

別表第四第十号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十六号

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土採取規制条例施行規則（昭和四十八年岐阜県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第十号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項又は第三十条第一項」に、「宅地造成工事」を「工事」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の許可に係る宅地造成工事に伴う土の採取に対する改正前の第九条第二項第十号の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十七号

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「宅地造成」を「宅地造成等」に、「宅地造成を」を「宅地造成等を」に改め、「除く」の下に「及び同法第三十条第一項に規定する特定盛土等又は土石の堆積に関する事業（特定盛土等又は土石の堆積をする面積が四十ヘクタール以上のものを除く）」を加える。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項に規定する宅地造成に関する事業に対する改正前の第九条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則（昭和四十九年岐阜県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第九項第二号口」を「第十三条の三第八項第二号口」に、「第二十一条の十九第十項第二号口」を「第二十一条の十九第九項第二号口」に改める。

別記第一号様式備考第二号及び別記第七号様式備考第二号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第四十九号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表十一の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百四十五号

都市建築部建築指導課で使用する岐阜県知事印に関する告示（平成十八年岐阜県告示第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一中「昭和二十五年法律第二百一号」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の」を加える。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二建築指導課の表五の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部

を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同項部長専決事項の欄第一号から第三号までを削り、同項課長専決事項の欄第一号中「部長専決事項を除く」を削る。

附則

この訓令は、令和五年五月二十六日から施行する。

岐阜県訓令甲第十六号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年五月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二建築事務所の表九の項中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、「昭和三十六年法律第一九一号」の下に、「以下この項中「法」という。」を、「、」の下に「宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）第一条の規定による改正前の」を、「昭和三十七年省令第三号」の下に、「以下この項中「省令」という。」を、「昭和四一年規則第一〇五号」の下に、「以下この項中「規則」という。」を加え、同項所長決裁事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第一号中「施行規則」を「省令」に、「施行細則」を「規則」に改める。

附則

この訓令は、令和五年五月二十六日から施行する。

令和五年五月二十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社